

新しい民生児童委員 が決まりました

上島町の新たな民生児童委員として、次の29人（うち主任児童委員3人）の方々が厚生労働大臣から委嘱されました。

任期は平成16年12月1日から平成19年11月30日までの3年となっています。

よろしくお願いします。



上島町の民生児童委員（2名欠席）

【上島町民生児童委員協議会長】



加納 清二氏（岩城）

【弓削地区】

笹田 朔二（久司浦・沢津）

田房 早苗（上弓削）

館 敦子（緑ヶ丘）

清水 治（引野・明神）

増岡 武子（岳ノ下・豊島）

梅林 勇蔵（中都）

中 美幸

（浜都・日比・狩尾・大谷）

山本壽美子（太田・土生・鎌田）

加登まゆみ

（佐島1・3・4・5・6組）

田中加代子（佐島2・7・8・9組）

【生名地区】

池本 安子（第一分団）

宮本 幸生（第二分団）

山本 晃志（第三分団）

福羅七三枝（第四分団）

津國 秀秋（第四分団）

村上 嘉子（第五分団）

森本 和恵（第六分団）

【岩城地区】

加納 清二（海原・船越）

首藤 悦子（西部・赤石）

井上 尚（高原・大谷・新地）

金本 鎮雄（東1・2）

民生児童委員の活動

民生児童委員は、地域に密着して活動し、高齢の人や障害のある人、生活に困っている人、子育て中の親子などの相談を受け、必要に応じて、福祉制度の紹介や助言、援助を行います。

また、無職の証明などを取り扱うとともに、町や社会福祉協議会が行う事業にボランティアとして参加するなど、社会福祉にかかわる様々な活動を行います。

主任児童委員の活動

児童にかかわる問題を担当し、児童虐待や子育ての悩みの相談をお受けしています。学校や児童相談所と連携して、児童が健全に育つ環境づくりのために活動し、区域担当の民生児童委員と連携をとりながら、様々な啓発や子育て支援のために活動します。

西本 忠人（西）
春元 達雄（谷・浜・浜2）
砂川 龍雄（小漕・長江）

【魚島地区】

穴蔵ヒサエ

（えびす・井浦・大木・高井神）

森山 月美

（因幡・東・春日・新川・西）

【主任児童委員】

中辻 法子（弓削地区全域）

村上優美子（生名地区全域）

村上 玲子（岩城地区全域）

※（ ）内は担当地区



年金相談の時間延長と 休日開設のご案内

社会保険庁では、年金相談利用者のニーズへの適切な対応を促進し、より一層の行政サービスの向上を図るため、月曜日と休日における年金相談を実施いたします。

愛媛県内の社会保険事務所の年金相談窓口では、次のとおり毎週月曜日の年金相談の延長と休日における年金相談を実施いたしますので、ご利用下さい。

■毎週月曜日の時間延長

毎週月曜日は、年金相談を午後7時まで延長します。

※月曜日が祝日の場合は、火曜日となります。

※1月31日及び2月28日は、システムの都合で時間延長はできません。

■休日開庁による年金相談の実施

2月19日（土）・20日（日）、3月12日（土）・13日（日）は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施します。

※相談時間

午前8時30分～午後5時

■県内の近辺の社会保険事務所

今治社会保険事務所

今治市別宮町6-4-5

TEL 0898-3216141

税コーナー

確定申告の受付が

始まります

申告書は

自分で書いて早めに

■申告及び納税期間

申告及び納税の期限は、**所得税・贈与税 2月16日(水) ～ 3月15日(火)**となっています。

確定申告は、難しいものではありません。税務署にはわかりやすい「確定申告の手引き」などを備え付けております。手引きを参考にすれば簡単に作成できますので、ご自分で作成してみましょう。ご自分で作成し郵送すれば、わざわざ税務署などへ出向く必要はありません。

また、税務署などで相談する場合でも、分かるところを書いておけば、作成する時間も少なくて済みます。是非、ご自分で作成してみてください。

■国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、カラープリンタで所定の手順に従っ

てA4サイズの普通紙に印刷すれば、確定申告書が作成でき、その申告書をそのまま税務署に提出できます。

また、国税庁ホームページでは確定申告を行うおうとする方のために、申告・納付の手続きについて便利な情報をわかりやすく提供しています。

■自営業の方は青色申告を

自営業の方には税額の計算上いろいろな特典があり、事業合理化の参考となる青色申告をお勧めします。

■不動産・株式を売却された方も申告書は自分で書いて郵送で

税務署では、皆さんがご自身で申告書の作成ができるよう、記載例などを同封しています。

これらを利用してできるだけご自分で計算し、申告書を最後まで書いてみましょう。

なお、申告書には「譲渡所得の内訳書(計算明細書)」を必ず添付してください。

また、申告書はできるだけ郵送で提出してください。

■確定申告の書き方説明会開催

2月16日から始まる確定申告の受け付けに先立ち、次の日程で指導・説明会を開催します。

税務署職員により、確定申告書の

書き方等を親切・丁寧に指導・説明し、出来上がったものについては受け付けもしますので、多数ご参加く

ださい。

①日時

平成17年2月9日(水)

○午前9時30分～12時まで

○午後1時～3時まで

②場所

せとうち交流館 多目的ホール

③持参品

所得のわかるもの(源泉徴収票等)、黒のボールペン、電卓、生命保険の掛金等の控除証明書、医療費領収書、その他控除に必要な書類、国民年金保険料支払額の分かるもの

【町民税の申告】

平成17年度の町民税・国保税の申告を**2月16日(水)～3月15日(火)**の間に受け付けします。申告書は、自分で記載・作成していただきますので、あらかじめ**添付する資料(生命保険料、国民年金保険料等分かるもの)の集計・整理**をしてご持参ください。

■申告が必要な人

- ★自営業者で、所得税の確定申告をしなかった人
- ★給与所得者で、給与以外(個人年金・満期等保険金)の所得がある人
- ★農業所得のある人(収入と経費のわかる書類を持参してください。)
- ★パート、アルバイト、中途退職者等で、勤務先で年末調整をしていない人
- ★土地や家を売った人

※所得税の確定申告を済ませた方は、申告の必要はありません。

※平成17年度中に年金の請求をされる方及びその配偶者の方は申告をしていないと請求ができません。(所得証明が発行できないため収入なしでも申告をしておく必要があります。)

■国民健康保険税の申告

国民健康保険に加入している人は、必ず申告してください。

申告の受付日程は、町民税と同時に行いますので、所得が計算できる資料の集計・整理をしてご持参ください。

ただし、所得税の申告を済ませた方は、申告の必要はありません。

(注) 申告をしないと保険税の軽減を受けることができません。

■土日の申告受付

今年は、**2月26日(土)、3月6日(日)**の午前8時30分から午後5時まで申告を受け付けますので、仕事の都合などで平日に申告できない方はご利用ください。